

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

【中野工業産業協会事務局】

〒164-0001 中野区中野2-13-14 中野区産業振興センター2階

TEL: 03-3380-1122 FAX: 03-3380-1123 MAIL: info@kousankai-nakano.jp

中野工業産業協会ホームページ <http://kousankai-nakano.jp/>

中野工業産業協会 会報

No.195(令和3年8月10日)

〒164-0001中野区中野2-13-14

中野区産業振興センター2階

TEL 03(3380)1122 FAX 03(3380)1123



今年は昨年に引き続きコロナウイルスに振り回され、いまだに継続している状態です。研修・ボーリング大会など計画されていた事業がすべて中止となり、役員会も書面決議、ズーム会議など対面での会合がほとんどできなかった年でした。

会員の親睦、情報交換の場が持てなかったことは大変残念です。

その中でも産・学・公・金が連携して始められ、私が産代表ということで参加し座長を務めることになった「エリアマネジメント研究会」では、対面とズームの併用という形で1~2か月おきに会合を重ね、泉山先生の絶大なご支援もあって、ほぼまとめることができました。

中野駅北口の再開発の事業者も野村不動産グループに決まり、エリアマネジメントについても真剣に取り組んでいただけたということなので期待をしています。

都議選では、定員3名のところ4名(自民党、公明党、都民ファースト、立憲民主党)の候補者が出ました。サプライサイドに立って中野の産業の活性化、発展のために取り組んでもらえる政党を応援していただきましたが、残念ながら自民党候補は前回に引き続き落選しました。自民党には敗因の分析を早急に行っていただき今後に臨んでほしいと考えています。

次回の総会では理事・役員の方の改選があります。中野工業産業協会の将来を考え、ますます発展させていただける方に後をお任せしたいと考えていますのでご協力よろしくお願いします。

会長 溝口 秀二

第40回通常総会の報告

令和3年6月9日（水）中野サンプラザにて午後5時より通常総会が開催されました。
総会議事は以下の通りです。

記

【議案】

- 第1号議案 令和2年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和2年度 収支報告並びに会計監査報告承認の件
第3号議案 令和2年度 剰余金処分案承認の件
第4号議案 令和2年度 労働保険組合の事務代行、
並びに労働保険料の収支及び国庫納付結果と監査報告
第5号議案 令和3年度 事業計画案承認の件
第6号議案 令和3年度 収支予算案承認の件
第7号議案 労働保険事務組合手数料規約の改正
第8号議案 労働保険事務処理規約の改正について
第9号議案 会費負担金運用基準の改正について
第10号議案 その他

以上をもって令和2年度第40回通常総会を終了しました。

今年度は、コロナウイルス感染の状況により懇親会は中止となりました。



7月14日開催のエリマネ研究会・研究成果発表会について ~中野駅周辺エリアマネジメント研究会

2019年9月に発足した産学公金連携による「中野駅周辺エリアマネジメント研究会」は、中野駅周辺の都市再整備の動向を見据えながら、まちの構造、歴史、文化、産業などを踏まえた中野駅周辺におけるエリアマネジメントのあり方について、産学公金が相互に共同で研究を行い、特に中野駅周辺の賑わいを継続していくための「ウォークラブルな公共空間の創造と利活用」を軸に2021年3月末を期限として活動してきました。

当研究会ではこの間の研究成果の発表の場を公開形式で設け、今後の「中野駅周辺エリアマネジメント」に関する方向性やあり方の提言等をお示しいたしました。今後とも産学公金それぞれのリソースを持ち寄りながら、まち全体の価値の維持向上を図っていくために、今まで以上にエリアマネジメントによるソフトの取組みの実践が求められます。

約一年半継続した研究会の活動は、今回の発表会をもって、終息することに致します。
なお、会場には45名の方の参加、Zoomでは130名の方々のご視聴がありました。

（当日の配布資料は、工産会HPに掲載の研究成果最終報告書等でご確認ください）



溝口会長



酒井直人中野区長



青山氏



石橋課長



泉山教授



五筒氏



小林教授

産学公金の連携による
中野駅周辺エリアマネジメント研究会
～研究成果発表会～
2021年7月14日(水)17:00～19:00
会場：オンライン配信 (Zoom)
中野駅周辺エリアマネジメント研究会
中野駅周辺エリアマネジメント研究会は、2019年9月の発足以来、約1年6か月の間、調査・研究活動を行ってきました。これまででの研究成果を発表し、近い将来実現化される中野駅周辺エリアマネジメントの発展の促進に向けての方向性及び提言等を行います。遠隔でも、ご参加いただける機会をお知らせいたします。

プログラム
17:00-17:10 1. 開会と挨拶
溝口会長 (中野区)
酒井直人氏 (中野区長)
溝口真二氏 (中野駅周辺エリアマネジメント研究会代表)

17:10-17:40 2. 基調講演:
「東京全体のまちづくり～オフィス需要や住宅需要、
中野駅周辺の中核の位置づけとまちづくりの考え方～」
青山 俊氏 (東京都副知事)

17:40-18:00 3. 報告：「中野駅周辺再整備状況の今とこれから」
石橋一郎氏 (中野区 中野駅周辺エリアマネジメント担当課長)

18:00-18:30 4. 報告：「当研究会研究成果及び提言の発表」
泉山 俊氏 (日本大学工学部建築学科教授)

18:30-18:50 5. 報告：「中野駅北口駅前エリア拠点施設整備に係る提案概要説明」
五筒 孝信氏 (野村不動産株式会社 株式会社 西本邸 中野プロジェクト推進室)

18:50-19:00 6. まとめ
小林 正美氏 (明治大学工学部建築学科 教授、
中野駅周辺エリアマネジメント研究会代表)

参加方法
新型コロナウイルス感染症対策上、研究会の人数制限があることから、当日の会場への入場者は事前に当研究会からご出席依頼のメールをお送りいたします。当日参加のご希望いただいた方のみにお知らせいたします。なお、一般の方は、オンライン配信のZoom視聴をご参加ください。

下記URLまたはQRコードにより、Zoom視聴をご参加ください。
URL：
<https://us02web.zoom.us/j/8292829292>
QRコード：

お問い合わせ：
中野駅周辺エリアマネジメント研究会
事務局（中野区） 事務局
〒164-0001 東京都中野区中野4-11-4
TEL: 03-3381-1100
FAX: 03-3381-1106
MAIL: info@erimane.jp



企業訪問（有限会社鈴木紙器製作所）

企業訪問3回目は（有）鈴木紙器製作所です。

中野工業協会（工産会の前身）の時代からの会員で、昔は「～紙器」という名前の会社の中野に多数ありましたが、いつの間にか数えるほどになってしまいました。

社長の鈴木壽美雄さんにお話を伺いました。

大部分の箱が段ボールの箱に置き換わり、しかも規格品が利用されるようになったため、特徴のある箱を製造するところが少なくなったからではないでしょうか。そのような中で、今でも厚紙を使って、お客様の要求される寸法の箱を少量でも作り続けている会社、これが（有）鈴木紙器製作所です。

戦後まもなく昭和23年（1948年）ごろに桃園町（現在の中野3丁目付近）で、現社長の父鈴木敬三氏が創業、結納品を入れる紙箱を作ることから始まったそうです。

戦後まもなくのことだったので戦前に使用されたような上等な材料が入手できず、紙の箱で代用することを考えられたようです。新宿にある関東式結納品専門店さんとは、創業以来今でもお仕事を続けられているそうです。

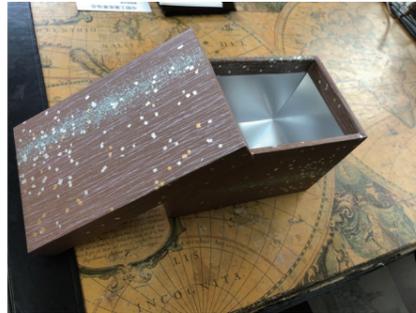
昭和27年に現在の地中野1丁目62番12号に移りました。

現在は周りが住宅街となっていますが、きれいで静かな工場なので近隣との問題もなく操業しています。

最近はお菓子の箱を作ることが多くなってきているようですが、大手メーカーさんが手を出さないようなニッチな世界ということで、お客様の要望に合わせた寸法・仕様の箱を、ほとんど手作りに近い形で作ることをモットーとされています。箱の中の品物（お菓子が多い）の様子が表に出てくるように、かつ高級感を出せるようにデザインに工夫を重ねているとのこと。

このような努力が認められて、5年ほど前には前米国大統領オバマ夫妻御用達の、FRAN'S（アメリカ・シアトルに本店、日本にも出店がある）という超有名なチョコレート屋さんのギフトボックスに採用されたこともあります。この箱は、桐箱に和風の包装紙を張ったもので、大変好評を得たそうです。このチョコレート屋さんの経営者夫妻が箱の製造現場が見たいということで来社されたこともあったそうです。

現在は、ご長男が後継者として一緒に仕事をされています。



会員自己紹介



有限会社 中郡エンジニアリング 代表取締役 中郡一雄

弊社は1991年中野で創業し今年30周年を迎えました。中野とは18歳のとき大学進学のため福島から上京したときからの縁となります。

当初は建築やプラント、橋梁など様々な構造物のエンジニアリング業務をしておりましたが、現在は不動産賃貸業を主としております。

また、東日本大震災以降は環境問題や原子力発電に関心をもち、太陽光発電所の設計、建設、運営を通して、再生可能エネルギーにも取り組んでおります。

これからもまちづくりや更なる地域発展に努力していく所存です。

今後とも宜しく願い申し上げます。



武蔵野建設産業株式会社 代表取締役 新井建喜

弊社は祖父新井巳三郎より中野区鷺宮にて創業して百余年、株式会社登記からは70年を迎えました。「請負師」から始まり現在に至るまで、主に地域の公共事業に関わってまいりました。私自身も中野区鷺宮の地で産声をあげ、鷺宮小学校、中野八中が学び舎でありました。大学を卒業してから8年ほどサラリーマン生活をしておりましたが、先代の代表である父親の他界を機に事業を引き継ぎ早や22年です。地元では様々な経済団体等の先輩・仲間に恵まれ、日々の活動に充実感を感じております。

建設業界は急速な時代の流れの中、また、激しい潮流の中にあり、日々新しい課題が生まれ出てくるといった風潮です。流されながらも船のかじ取りをしっかり行ってゆきたいと思っております。そして今まで以上にまちづくり・建設産業の仕事を通して、地域の発展に寄与していきたいと思っております。

会員企業の特典（労働保険事務手続き代行サービス）のご案内

中野工業産業協会は労働保険事務組合として厚生労働大臣から認可を受けています。

適用人数	月額手数料	業種	労働者数
～4人	2,900円	金融、保険、不動産、 小売、飲食業	50人以下
5人～15人	4,100円		
16人～35人	5,300円	卸売業、サービス業	100人以下
36人以上	35人以上を超える人数に100円/月を乗じた額を5,300円/月に加算して計算します。		
		上記以外の業種	300人以下

当会に依頼されると

- 1) 事業主の方の事務処理の軽減
- 2) 保険料の額にかかわらず保険料を年間3回に分けて納付できる
- 3) 事業主及び家族従事者も労災保険に特別加入ができる
- 4) 海外派遣者も労災保険に特別加入することができる

※3)、4)の特別加入については、1人あたり年間別途3,000円の手料を申し受けます。